

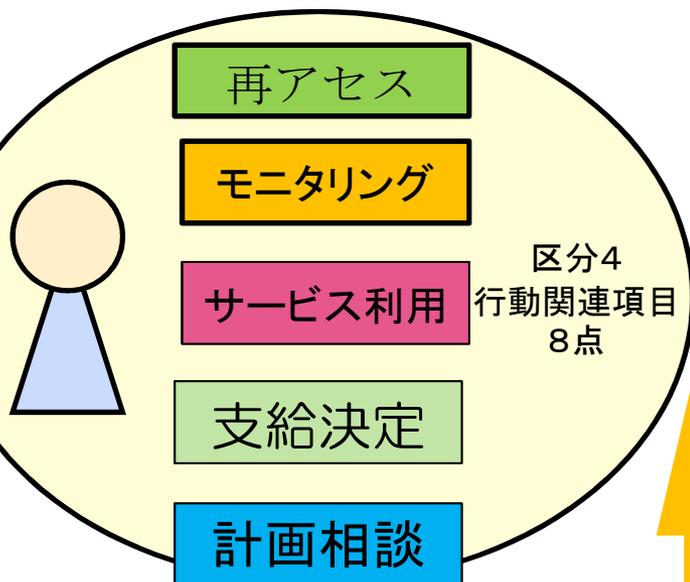
障害者の地域生活の推進に関する検討会 厚生労働省案についての意見

平成25年9月17日
全国地域生活支援ネットワーク



① 重度訪問介護の対象拡大について

知的・精神重度訪問介護対象者



重度障害者等
包括支援

行動援護

- ・8時間以内
- ・居宅内支援 (GHも可)
- ・家庭内での環境調整

重度訪問介護

- ・原則8時間以上
- ・一人暮らし (サテライトGHも可)
- ・家族同居で関係不調の場合
- ・日中活動あり (学校、通所)

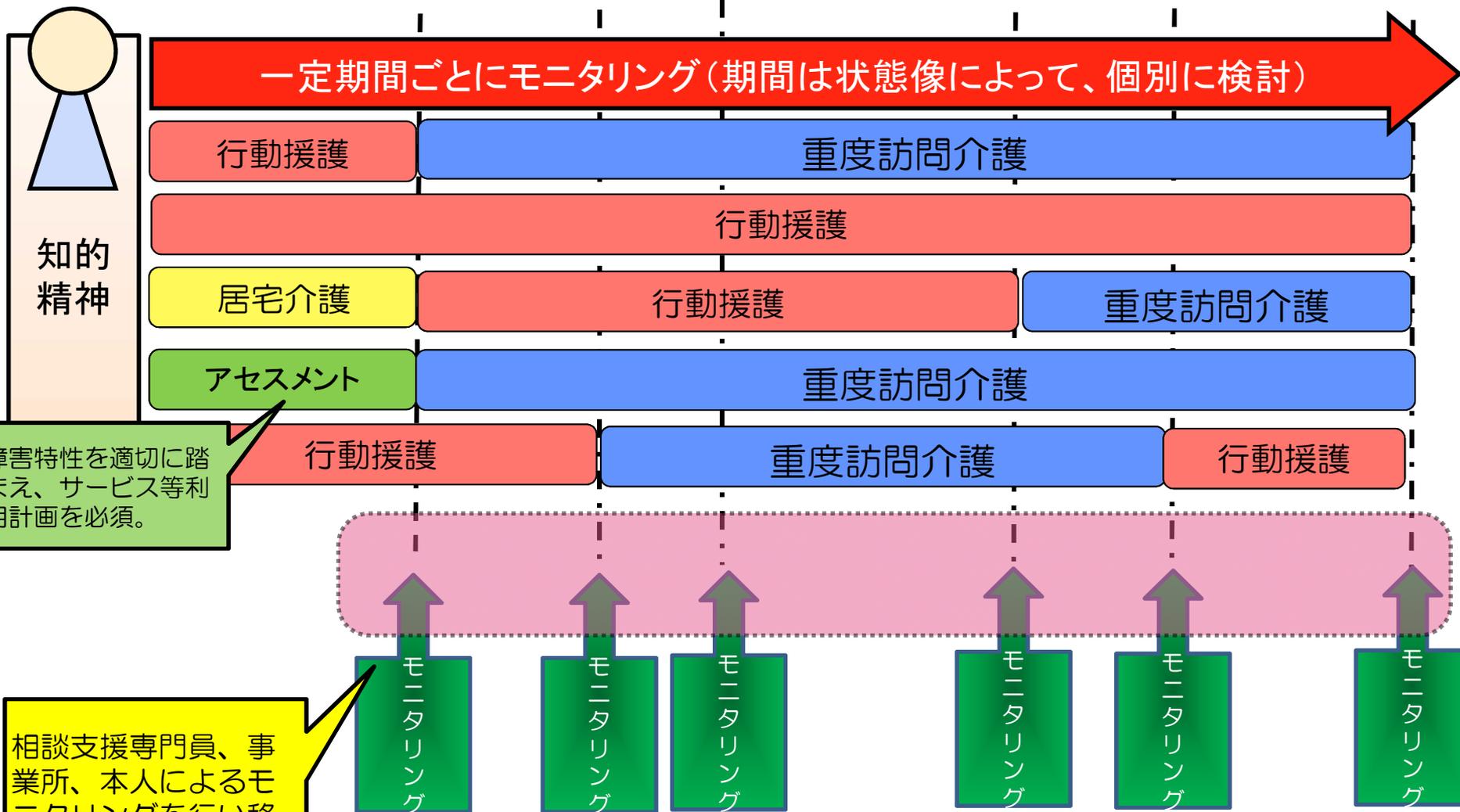
モニタリング (ケース会議等)

障害を見立て、適正なサービスに振り分け・及び支給決定

求められる施策

- ・機関支援などのスーパーバイズの機能
- ・強度行動障害に関する初任者研修、現任研修などの重層的な人材育成機能

知的障害・精神障害者の重度訪問介護と他居宅系サービスの整理



障害特性を適切に踏まえ、サービス等利用計画を必須。

相談支援専門員、事業所、本人によるモニタリングを行い移行時期を検討する。

施設系・居住系

入所職員

GHCH職員

通所職員

訪問系

行動援護ヘルパー

その他
訪問系ヘルパー

強度行動障害者支援者養成研修(国研修)

実務経験に関わらず強度行動障害支援者養成研修(都道府県)受講必須を検討

強度行動障害支援者養成研修(都道府県研修)

指導

人材の相互活用

人材の相互活用

人材の相互活用

サービス管理責任者研修の受講前に強度行動障害支援者養成研修(都道府県研修)を受講することが望ましい。

共通講義(理論編)

分野別研修(実践編)

介護

地域生活
(身体)

地域生活
(精神・知的)

就労

児童

+

相談支援従事者初任者研修(講義部分・11.5時間)

サービス管理責任者

行動援護研修と強度行動障害支援者養成研修(都道府県)との関係について、要整理

重度訪問介護の従事者についても「強度行動障害支援者養成研修」の受講を必須とする(全国ネット案)

一定の実務経験等

行動援護従業者

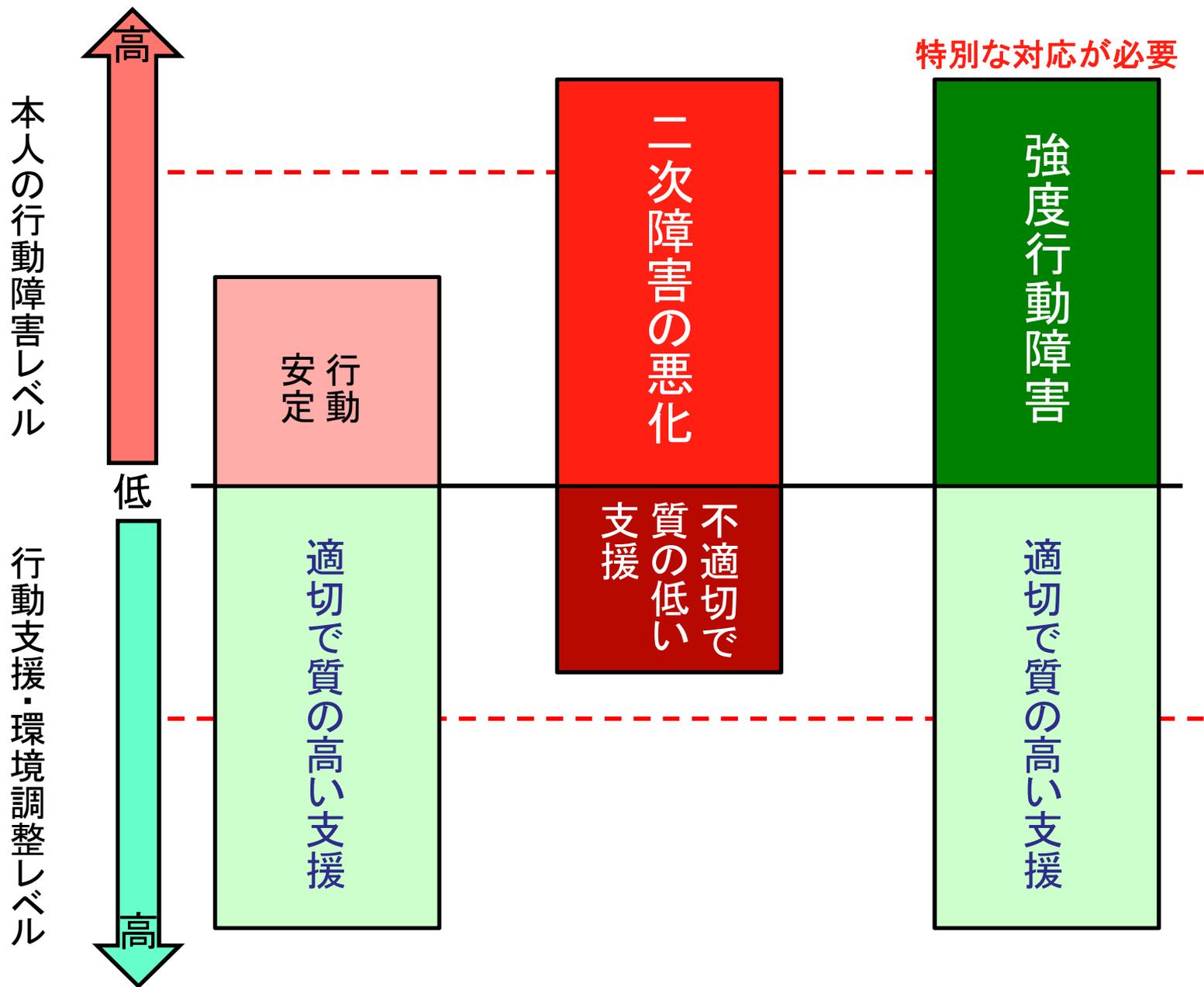
実務経験計
五年以上

サービス提供責任者

【見直しにあたっての趣旨】

- 専門的な人材の養成(強度行動障害の特性から虐待につながりやすい→虐待防止の視点)
- 知的障害者等のキャリアパスの形成
- 通所、施設などの拠点型サービスの人材育成機能の地域展開
- 訪問サービスの普及・拡大、質の向上(行動援護、重度訪問介護)

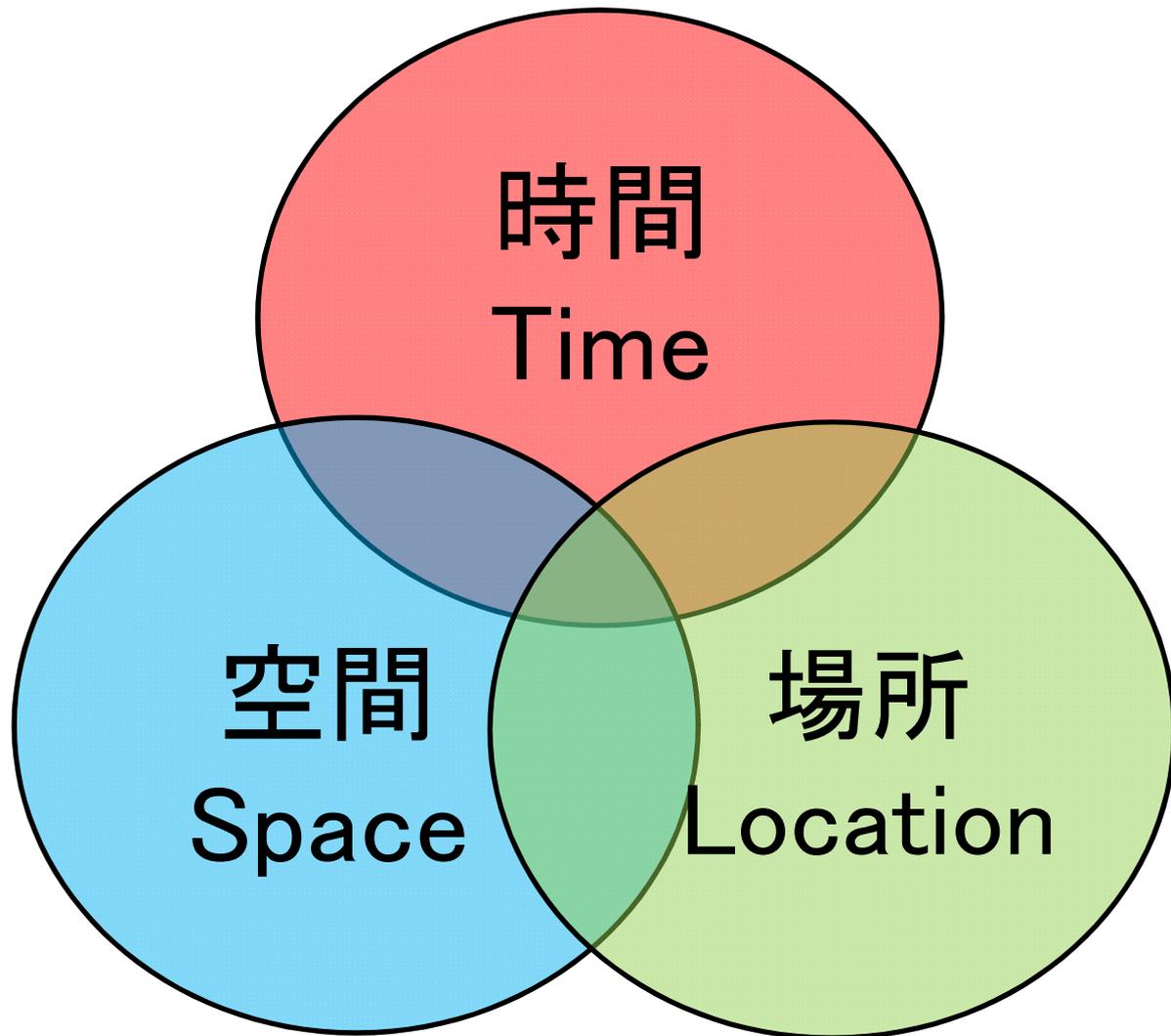
行動障害の概念



②グループホームケアホームの一元化について

住まいの場所に必要な3つの要素

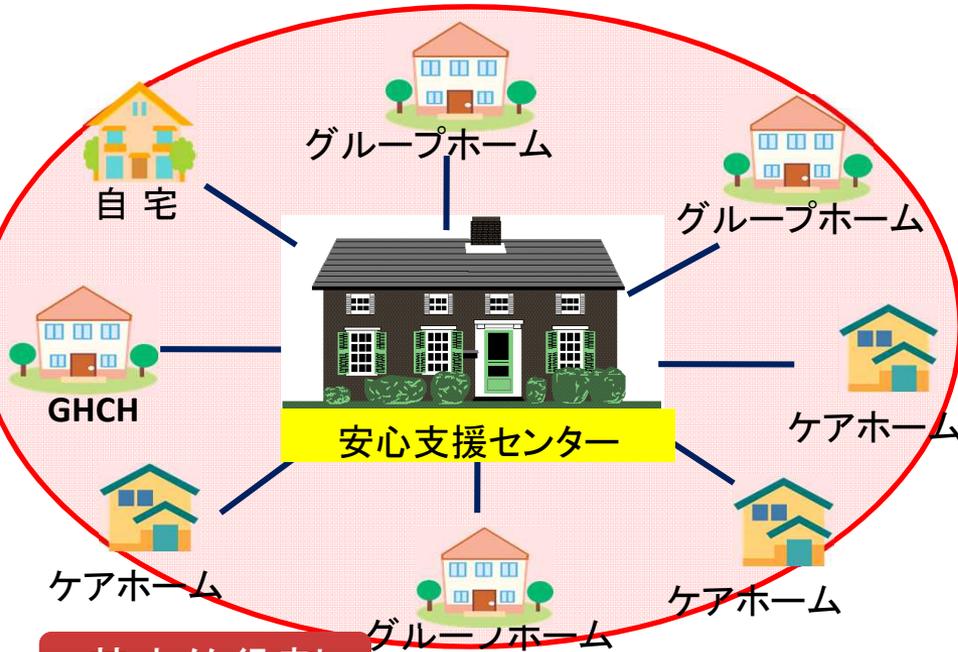
- 誰かに合わせるような時間的な制約がないこと(時間)
- 自分だけの空間が確保されていること(空間)
- 住宅街から極端に離れていないコミュニティの中で暮らせること。自分の好きな場所で暮らせること(場所)



老朽化アパートを活用した 多機能型グループホームの開設



安心支援センター（案）



センター概要

《職員配置：24時間3交代制：3人程度》

* 安心コーディネーターを配置
(業務①・②・③・④・⑤・⑥の全体調整)

* 医療スタッフを配置

《設備・機能》

* ショートステイ事業(業務③) 定員：4名程度

* CHGH事業(業務④・⑤)：定員2～7名程度(ユニット対応)

* 訪問系事業(業務②)：ホームヘルプ、行動援護等サービス、訪問看護サービス

* 交流スペース(業務⑥)

* 事務所(業務全体の事務機能)

基本的役割

①緊急コール対応

* バックアップするGHCHからの緊急ヘルプコールの対応(24時間対応)

②緊急時支援

* 訪問系サービスを出動。登録した家族への支援も実施。

③緊急時ステイ

* 生活環境の急激な変化などに対応し緊急一時的な避難先

④プリステイ

* 将来の地域生活(共同生活、一人暮らし)を想定して一定期間の体験的なGHCH利用

⑤専門的ケアステイ

* 行動援護対象者や重症心身障害児者などの専門的なケアを必要とする人を対象に一定期間実施

⑥支援スタッフのOJT



相談支援
センター

総合的相談機能

- * 総合的な相談体制整備による拠点的相談機関から派遣
- * 24時間対応(地域移行、居住サポートなども実施)